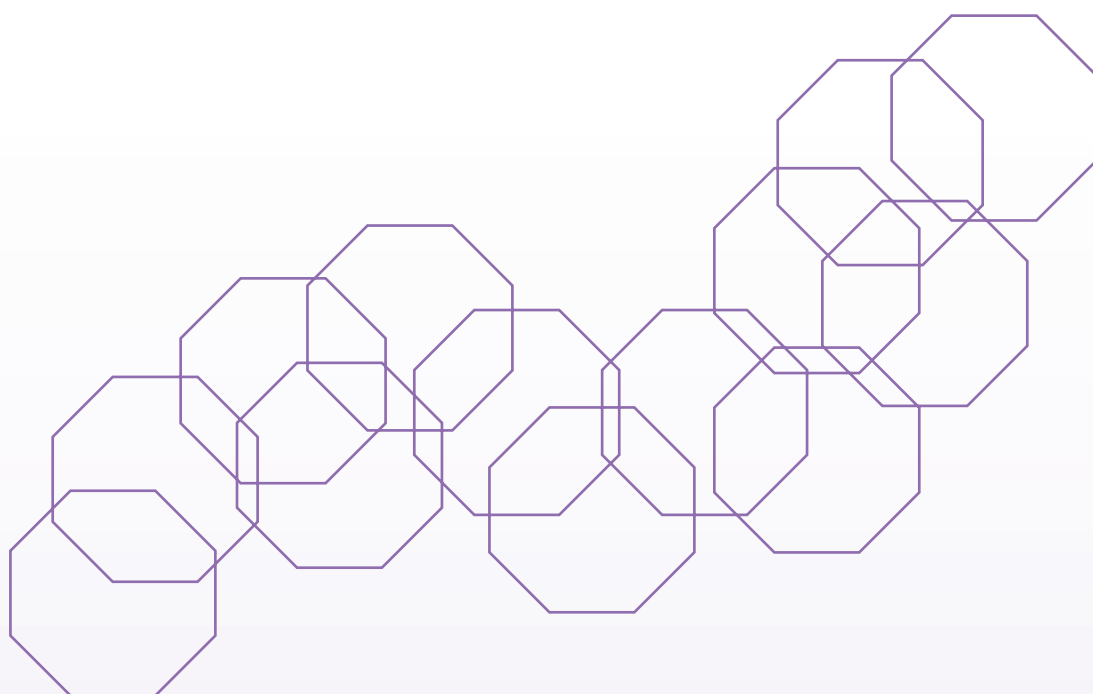
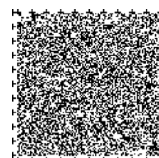


第2期函館市障がい福祉計画

(平成21年度～平成23年度)



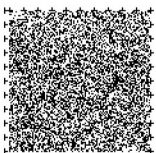
函 館 市



SPコードについて

この計画書では、各ページの右下または左下にSPコードというものを印刷しており、「視覚障害者用活字文書読上げ装置」で読み取ることにより、目の不自由な方が、計画書に記載された文章を音声で聞くことができます。

また、SPコードの横の切り込みは、コードの位置を知らせるものであり、表面と裏面のそれぞれにコードがついているため、切り込みも2つとなっています。



第 2 期函館市障がい福祉計画

平成 2 1 年 3 月発行

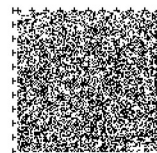
編 集 函館市福祉部 市立函館保健所

発 行 函館市

〒040-8666 函館市東雲町 4 番 1 3 号

TEL 0138-21-3298 FAX 0138-26-4090

印 刷 株式会社 プリントハウス





は　じ　め　に

平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、これまで身体、知的、精神の障がい種別ごとに提供されていたサービスが、その種別にかかわらず一元的に提供されることとなり、施設や事業の体系も再編されるなど、障がいのある方を取り巻く状況は大きく変化しております。



本市は、平成18年2月に、平成18年度から平成27年度までの10か年を計画期間とする「函館市障がい者基本計画」を策定し、

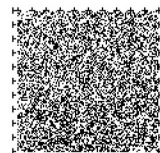
「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」をめざして各種施策の推進に努めてきており、さらに、平成19年2月には、障害者自立支援法に基づき、障がいのある方の必要とするサービスが適切に提供されるよう、平成18年度から平成20年度までの3か年を計画期間とする「函館市障がい福祉計画」を策定し、事業の円滑な実施とサービス提供基盤の整備を進めてきたところでありますが、このたび、この計画期間が終了することから、これまでのサービス提供の状況を検証し、新たな課題を整理して、平成21年度からの3か年において取り組むべき事項を定めた「第2期函館市障がい福祉計画」を取りまとめました。

障害者自立支援法の施行から3年が経過しようとするなかで、サービス利用にあたっての課題が顕在化してきており、国においてはこれらの課題に対応すべく法の見直し作業を行っているところでありますが、本市におきましては、新たな計画のもとに、障がい者施策のさらなる推進を図ってまいりたい所存でありますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、この計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市福祉計画策定推進委員会および同障がい者部会の委員の皆様ならびに関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

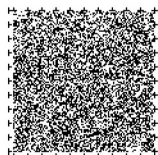
平成21年3月

函館市長 西尾正範

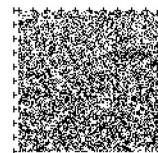


目 次

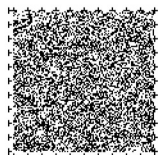
第 1	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	3
	(1) 函館市福祉計画策定推進委員会の設置	3
	(2) 庁内策定体制	3
	(3) ニーズ等の把握	4
○	「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」	5
○	福祉サービスの体系	6
第 2	障がいのある人およびサービス提供体制の現状	7
1	サービス提供体制の現状と評価	7
2	障がいのある人の現状	8
	・ 障害者手帳交付者数	8
3	サービスの利用者数	9
	・ 訪問系サービス	9
	・ 日中活動系サービス	10
	・ 居住系サービス	11
	・ 相談支援	11
	・ 地域生活支援事業	12
4	主なサービス提供基盤の整備状況	13
	・ 訪問系サービス	13
	・ 日中活動系サービス	13
	・ 居住系サービス	14
	・ 相談支援	14
	・ 地域生活支援事業	14
5	事業者の新体系移行の状況	15
	・ 日中活動系サービス	15
	・ 居住系サービス	15



第3 計画推進のための基本的事項	16
1 計画の基本理念	16
2 計画の基本方向	16
(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重	16
(2) 3障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的な サービス提供の推進	16
(3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備	17
第4 平成23年度の数値目標	18
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	18
・地域生活移行者数	18
・減少見込入所者数	19
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	20
3 福祉施設から一般就労への移行	21
第5 サービス量の見込み	23
1 障がい福祉サービスと相談支援のサービス量の見込み	23
■訪問系サービス	
(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援)	23
■日中活動系サービス	25
(1) 生活介護	25
(2) 自立訓練（機能訓練）	26
(3) 自立訓練（生活訓練）	26
(4) 就労移行支援	27
(5) 就労継続支援（A型）	28
(6) 就労継続支援（B型）	28
(7) 旧法施設支援	29
(8) 療養介護	30
(9) 児童デイサービス	30
(10) 短期入所	31
■居住系サービス	32
(1) 共同生活援助（グループホーム）	
共同生活介護（ケアホーム）	32
(2) 施設入所支援	33
(3) 旧法施設支援	34
■相談支援（サービス利用計画作成）	35



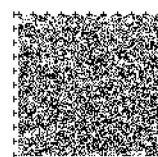
2 地域生活支援事業のサービス量の見込み	36
■必須事業	36
(1) 相談支援事業	36
ア 相談支援事業	36
(ア) 障害者相談支援事業	36
(イ) 地域自立支援協議会	36
(ウ) 障害児等療育支援事業	37
イ 市町村相談支援機能強化事業	38
ウ 成年後見制度利用支援事業	38
(2) コミュニケーション支援事業	39
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	39
イ 手話通訳者設置事業	40
(3) 日常生活用具給付等事業	40
(4) 移動支援事業	41
(5) 地域活動支援センター	42
■任意事業	43
(1) 福祉ホーム	43
(2) 訪問入浴サービス事業	44
(3) 日中一時支援事業	44
(4) 更生訓練費支給事業	45
(5) 生活支援事業（中途障害者生活訓練事業）	46
(6) 点訳奉仕員等養成事業	46
(7) 社会参加促進事業	47
ア 運転免許取得助成事業	47
イ 自動車改造助成事業	48
 第6 重点的な取組み	49
1 前計画における取組みの状況	49
■障がい福祉サービスと相談支援のサービス見込量の確保	49
(1) 事業者への情報提供等	49
(2) 小規模作業所等の新体系サービスへの移行支援	49
(3) グループホーム等の整備の促進	49
(4) 障がいのある人の就労の促進 （福祉施設から一般就労への移行）	50
(5) 精神障がい者施策の充実	50
(6) 相談支援体制の整備	50



■地域生活支援事業のサービス見込量の確保	51
(1) 地域生活支援事業の推進	51
(2) 相談支援事業の充実	51
(3) 地域自立支援協議会の設置	51
2 本計画における重点的な取組み	51
(1) 情報提供の推進	51
(2) 相談支援体制の充実	52
(3) 地域の生活基盤・生活環境の整備	52
(4) 障がいのある人の就労の推進	53
(5) 精神障がい者施策の充実	53
(6) 地域生活支援事業の推進	53
第7 計画の推進	54
1 障がい福祉サービス等に関する情報の提供	54
2 函館地域障害者自立支援協議会との連携	54
3 サービスの質の向上	54
4 計画の進行管理	54
5 国や北海道への要望	55

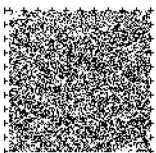
【 資 料 編 】

○ 函館市障がい者基本計画（抜粋）	57
○ 計画策定の経過	61
○ 函館市福祉計画策定推進委員会設置要綱	62
○ 函館市福祉計画策定推進委員会委員名簿	64



「障害者」の「害」の表記について

「害」は悪い意味で使われる文字であり，不快感があるとの意見もあることから，「障害者」に対する差別や偏見をなくする心のバリアフリーを推進し，ノーマライゼーションの理念の普及を図るため，法律や制度に用いられる場合を除いて，「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。



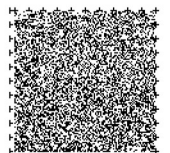
1 計画策定の背景と趣旨

本市においては、「障害者に関する新函館市行動計画」（計画期間：平成 8 ～平成17年度）に引き続き、「函館市障がい者基本計画」（計画期間：平成18年度～平成27年度）を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進しています。

こうしたなかで、国の障がい者施策は近年大きく変化し、平成15年 4 月には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、さらに、平成18年 4 月には障害者自立支援法が施行され、これまで障がいの種別ごとに提供されていた福祉サービスが、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに改められるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化により、安定的な制度の構築が図られました。

また、市町村および都道府県に対しては、障害者自立支援法により、障がい福祉サービスの提供量を確保するために数値目標や見込量などを定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、本市においても、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度の数値目標を掲げて、平成18年度からの 3 年間を計画期間とする「函館市障がい福祉計画」（第 1 期計画）を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきたところです。

「第 2 期函館市障がい福祉計画」は、第 1 期の計画期間が平成20年度で終了することから、これまでの進捗状況等を分析し、引き続き取り組むべき課題を整理して、必要なサービス量等を見込むとともに、サービス提供体制の整備を進めることにより、障がい者施策のさらなる推進を図るため策定するものです。



2 計画の位置付け

この計画は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として、国が同法に基づいて定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成21年1月8日厚生労働省告示第2号）に即して策定するものです。

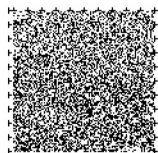
また、本計画については、社会福祉法第107条に基づく「函館市地域福祉計画」との整合を図るとともに、障害者基本法第9条第3項に基づき、障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として、平成18年2月に策定した「函館市障がい者基本計画」の実施計画に位置付け、障がい福祉サービスの必要量とその確保に関し定めるものです。

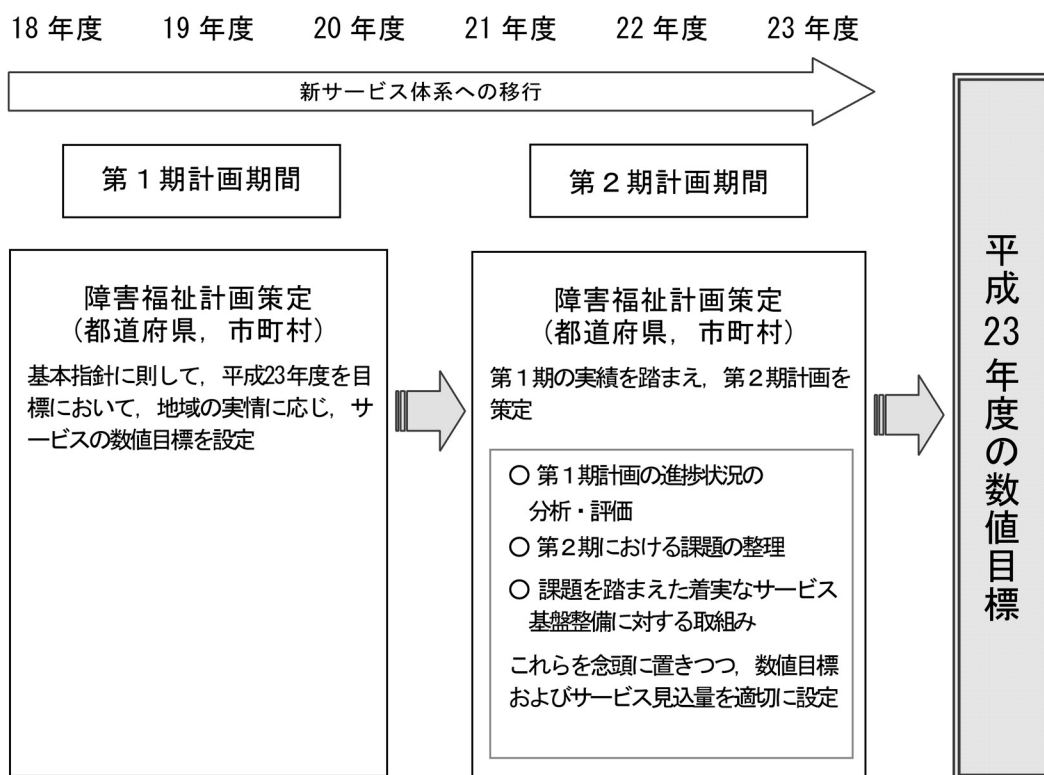
3 計画の期間

障がい福祉計画は、国の基本指針において3年を1期とする計画として策定することとされており、この計画は、旧体系の施設・事業が新体系へ移行する期間（平成18～23年度）の後半にあたる、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とする第2期計画として策定するものです。

また、第2期計画の終期には、平成24年度から平成26年度までの3年を計画期間とする第3期の計画を策定するものとします。

なお、本計画期間中に、法の見直し等さまざまな社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じてこの計画の見直しを行うものとします。





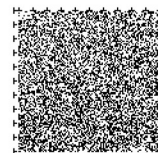
4 計画の策定体制

(1) 函館市福祉計画策定推進委員会の設置

障がい者，高齢者および次世代育成に係る計画の策定と推進を目的として，関係行政機関の職員，関係団体等の代表者，一般公募の市民などにより構成される函館市福祉計画策定推進委員会を設置し，同委員会の障がい者部会における検討などを通じて，幅広い関係者の意見を反映し策定しました。

(2) 庁内策定体制

計画の策定にあたっては，庁内関係部局との協議を通じ，障がい者関連施策と一般施策間の調整や事業実施にあたっての協力体制などを確認しました。



(3) ニーズ等の把握

障がい福祉サービス等の必要量を見込むためには、前計画期間におけるサービス利用実績の分析・評価に加え、地域における障がいのある人の実情やニーズを的確に把握する必要があることから、関係団体等との意見交換会を開催したほか、パブリックコメントの実施により広く市民の意見を募集して、計画の策定に反映しました。

解 説

・ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会をめざす考え方。

・リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加をめざす考え方。

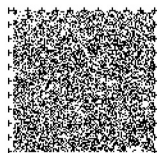
・障害者自立支援法

障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることをめざし、次の5つをポイントとして、平成18年4月から施行。

- ①障がい者施策の3障がい一元化
- ②利用者本位のサービス体系に再編
- ③就労支援の抜本的強化
- ④支給決定の透明化、明確化
- ⑤安定的な財源の確保

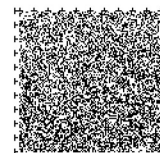
・パブリックコメント

行政が政策等の策定にあたり、市民等から意見を募り、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

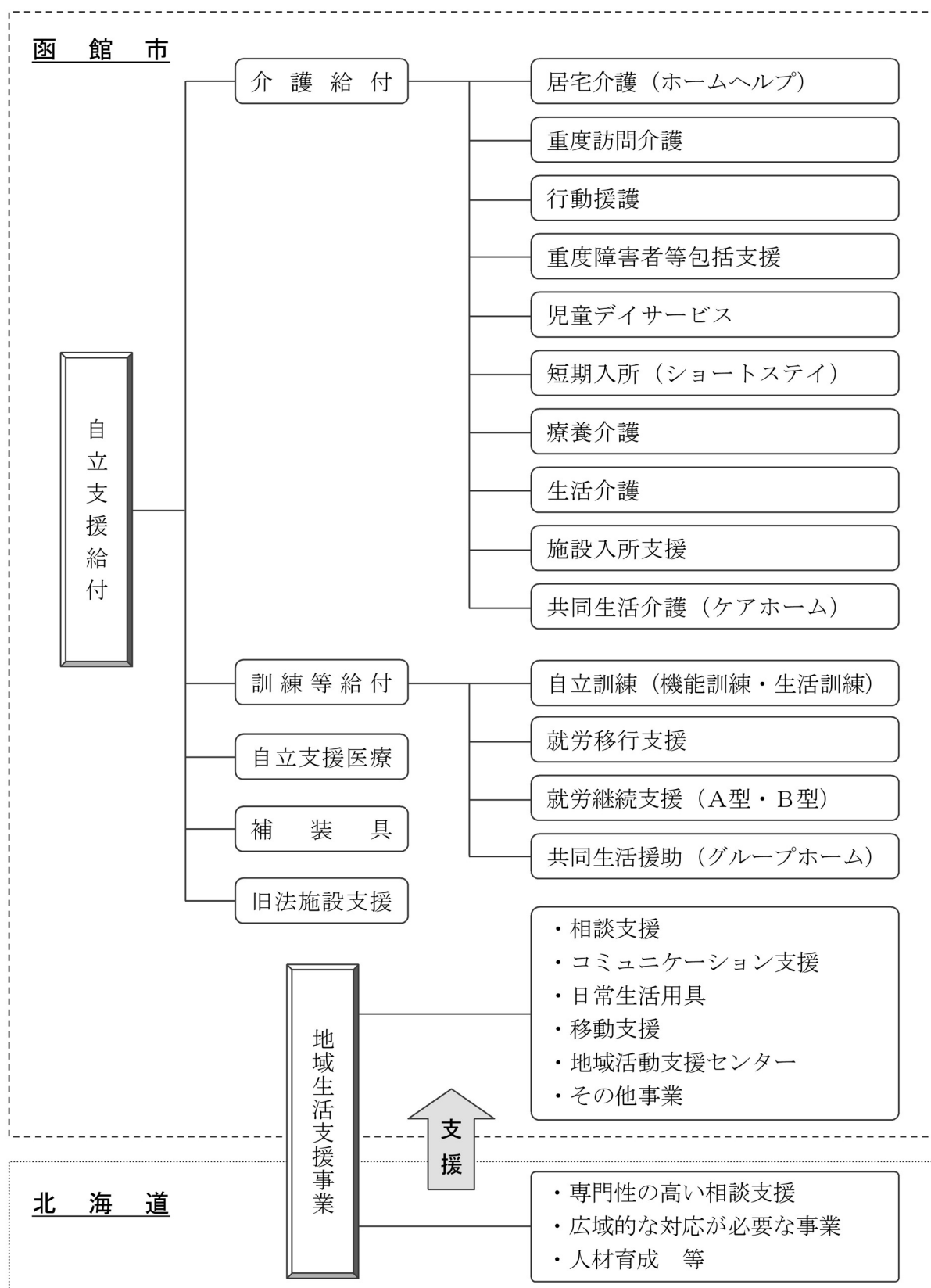


○ 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」

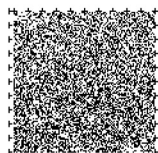
区 分	函館市障がい者基本計画	函館市障がい福祉計画
根拠規定	障害者基本法第9条	障害者自立支援法第88条
性 格	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	3年を1期として定める障がい福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	平成18年度～27年度（10か年）	第2期：平成21年度～23年度（3か年）
計画の内容	1 生活支援 2 保健・医療 3 教育・育成 4 雇用・就労 5 社会参加 6 啓発・広報 7 生活環境 8 情報・コミュニケーション	1 平成23年度末の達成に向けた地域生活移行および就労支援に係る数値目標の設定 2 障がい福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 障がい福祉サービスごとの平成21年度から平成23年度まで（第2期）の各年度における必要な量の見込み ※障がい福祉サービス ①訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ②日中活動系サービス ・療養介護 ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型） ・就労継続支援（B型） ・児童デイサービス ・短期入所 ③居住系サービス ・共同生活介護（ケアホーム） ・共同生活援助（グループホーム） ・施設入所支援 3 上記2の必要な見込量を確保するための方策 4 市が実施する地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 5 その他障がい福祉サービス，相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項



○ 福祉サービスの体系



※就労継続支援のA型は雇用型，B型は非雇用型である。



1 サービス提供体制の現状と評価

障がいのある人への支援については、施設への入所や通所を中心とする保護的なものから地域生活を中心とするものへと施策の方向が変化し、ホームヘルプサービスや短期入所、デイサービス等の在宅サービスの提供体制が整備されてきましたが、今後は、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人が増えることが想定されることから、親の高齢化などに対応したレスパイトなど、在宅サービスの一層の充実が求められています。

また、入所施設においては、これまで障がいのある人をその障がいの程度にかかわらずに受け入れてきたため、施設内では、重度の人と軽度の人が入混在している実態にあります。

旧体系の福祉施設は、平成23年度までに、「入所・通所」から「居住系、日中活動系」へと障害者自立支援法に基づく新しい体系に移行するとともに、入所者の地域生活をサポートしていくこととなりますが、特に、地域生活への移行を進めるにあたっては、住まいや日中活動の場の確保をはじめとする在宅サービスや相談支援の充実などとともに、福祉施設が地域の大切な社会資源として、長年培った支援のノウハウを生かし、施設入所者への支援はもちろんのこと、地域で生活する障がいのある人に対応できるよう、市としての支援が求められています。

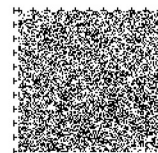
解 説

・新体系への移行について

障害者自立支援法の施行により、それまで身体・知的・精神の障がい種別ごとに提供されていたサービスが、その種別にかかわらず共通の制度により提供されることとなり、それまでの入所・通所施設（旧体系施設）は、新たな事業体系（新体系）に移行することとなっています。

・レスパイト

介護からの一時的な解放。レスパイトサービス（レスパイトケア）とは、介護者を一時的に介護から解放することにより、心身の疲れを回復し、介護負担を軽減する援助のこと。



2 障がいのある人の現状

平成20年4月1日における身体障がい、知的障がいおよび精神障がいに係る手帳の交付数は、次のとおりです。

■障害者手帳交付者数

〈身体障害者手帳〉

(単位：人，％)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比(%)
視覚障がい	389	323	109	59	108	75	1,063	8.0
聴覚・平衡機能障がい	82	297	152	262	1	399	1,193	8.9
音声・言語・そしゃく機能障がい	－	7	78	40	－	－	125	0.9
肢体不自由	1,429	1,653	1,624	1,811	683	244	7,444	55.8
内部障がい	2,248	41	701	533	－	－	3,523	26.4
計	4,148	2,321	2,664	2,705	792	718	13,348	100.0
構成比(%)	31.1	17.4	19.9	20.3	5.9	5.4	100.0	

(資料：函館市福祉部)

〈療育手帳〉

(単位：人，％)

区 分	A（重度）	B（中・軽度）	計	構成比(%)
18歳未満	158	259	417	19.9
18歳以上	765	917	1,682	80.1
計	923	1,176	2,099	100.0
構成比(%)	44.0	56.0	100.0	

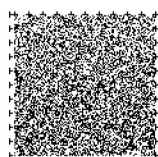
(資料：函館市福祉部)

〈精神障害者保健福祉手帳〉

(単位：人，％)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
交付者数	210	1,121	195	1,526
構成比(%)	13.8	73.4	12.8	100.0

(資料：市立函館保健所)



3 サービスの利用者数

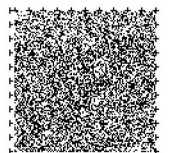
平成20年8月末日における市内および市外における函館市のサービス利用者数は、次のとおりです。

■訪問系サービス

区 分		事業所数	利用者数(人)
居宅介護	市内	13	148
	市外	2	2
重度訪問介護	市内	7	7
	市外	1	※(1)
行動援護	市内	0	0
	市外	0	0
重度障害者等包括支援	市内	0	0
	市外	0	0

(資料：函館市福祉部)

※重度訪問介護の市外の利用者数の（ ）は、市内と市外の事業所のサービスを重複して利用している人です。

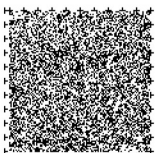


■ 日中活動系サービス

※旧法施設支援の入所施設については、居住の場であるとともに、その施設において日中活動を行っていることから、日中活動系サービスに含んでいます。

区 分				事業所数	利用者数(人)	
生活介護				市内	4	126
				市外	5	6
自立訓練（機能訓練）				市内	1	4
				市外	1	1
自立訓練（生活訓練）				市内	3	30
				市外	1	1
就労移行支援				市内	4	41
				市外	3	4
就労継続支援（A型）				市内	2	18
				市外	1	1
就労継続支援（B型）				市内	7	183
				市外	6	12
旧法施設支援						721
身体	更生施設	入所	市内	—	—	
			市外	5	45	
		通所	市内	—	—	
			市外	—	—	
		療護施設	入所	市内	1	60
				市外	8	33
			通所	市内	—	—
				市外	—	—
	授産施設	入所	市内	—	—	
			市外	9	15	
		通所	市内	—	—	
			市外	—	—	
知的	更生施設	入所	市内	3	71	
			市外	33	257	
		通所	市内	2	28	
			市外	5	17	
	授産施設	入所	市内	—	—	
			市外	7	41	
		通所	市内	1	41	
			市外	7	70	
精神	生活訓練施設（援護寮）	入所	市内	1	18	
			市外	—	—	
	授産施設	通所	市内	1	25	
			市外	—	—	
児童デイサービス			市内	2	23	
			市外	—	—	
短期入所			市内	4	10	
			市外	7	14	

（資料：函館市福祉部）



■ 居住系サービス

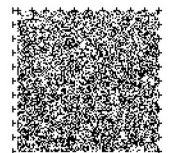
区 分				事業所数	利用者数(人)	
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）				市内	17	55
				市外	29	53
施設入所支援				市内	2	39
				市外	7	10
旧法施設支援						540
身体	更生施設	入所	市内	－	－	
			市外	5	45	
	療護施設	入所	市内	1	60	
			市外	8	33	
	授産施設	入所	市内	－	－	
			市外	9	15	
知的	更生施設	入所	市内	3	71	
			市外	33	257	
	授産施設	入所	市内	－	－	
			市外	7	41	
精神	生活訓練施設 （援護寮）	入所	市内	1	18	
			市外	－	－	
知的障がい者通勤寮			市内	－	－	
			市外	2	13	

（資料：函館市福祉部）

■ 相談支援

区 分		事業所数	利用者数(人)
相談支援 （サービス利用計画作成）	市内	3	0
	市外	－	－

（資料：函館市福祉部）



■地域生活支援事業

<必須事業>

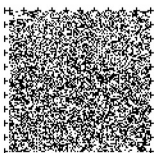
区 分	事業所数	利用者数(人)
相談支援事業		
障害者相談支援事業	2	-
成年後見制度利用支援事業	-	0
障害児等療育支援事業	1	79
コミュニケーション支援事業		
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	-	※登録者数 103
手話通訳者設置事業	-	-
日常生活用具給付等事業	69	※件数 3,635
移動支援事業	10	77
地域活動支援センター	12	261

(資料：函館市福祉部)

<任意事業>

区 分	事業所数	利用者数(人)
福祉ホーム	1	14
訪問入浴サービス事業	4	8
日中一時支援事業	9	44
更生訓練費支給事業	2	15
生活支援事業		
中途障害者生活訓練事業	-	0
福祉機器リサイクル事業	-	17
函館市ボランティア活動支援事業	-	※団体数 2
社会参加促進事業		
障害者スポーツ教室開催事業	-	※19年度実績 135
知的障害者青年教室開催事業	-	251
点訳奉仕員等養成事業	-	89
身体障害者自動車運転免許取得助成事業	-	0
重度身体障害者用自動車改造助成事業	-	2

(資料：函館市福祉部)



4 主なサービス提供基盤の整備状況

平成20年8月末日における市内の主なサービス提供基盤の状況は、次のとおりです。

■訪問系サービス

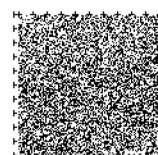
区 分	事業所数
居宅介護	34
重度訪問介護	28
行動援護	1
重度障害者等包括支援	0

(資料：函館市福祉部)

■日中活動系サービス

区 分				事業所数	定員(人)
生活介護				4	118
自立訓練（機能訓練）				1	10
自立訓練（生活訓練）				3	36
就労移行支援				4	132
就労継続支援（A型）				2	20
就労継続支援（B型）				8	180
旧法施設支援					322
身体	療護施設	入所	1	88	
知的	更生施設	入所	3	128	
		通所	2	26	
	授産施設	通所	1	40	
精神	生活訓練施設（援護寮）	入所	1	20	
	授産施設	通所	1	20	
児童デイサービス				3	35
短期入所				7	19

(資料：函館市福祉部)



■居住系サービス

区 分				事業所数	定員(人)
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）				18	91
施設入所支援				2	170
旧法施設支援					236
身体	療護施設	入所		1	88
知的	更生施設	入所		3	128
精神	生活訓練施設 (援護寮)	入所		1	20

（資料：函館市福祉部）

■相談支援

区 分	事業所数
相談支援（サービス利用計画作成）	3

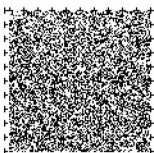
（資料：函館市福祉部）

■地域生活支援事業

※事業所数または定員の記載が可能な事業のみ掲載しています。

区 分	事業所数	定員(人)
相談支援事業		
障害者相談支援事業	2	－
障害児等療育支援事業	1	－
日常生活用具給付等事業	39	－
移動支援事業	17	－
地域活動支援センター	12	210
福祉ホーム	1	15
訪問入浴サービス事業	4	－
日中一時支援事業	10	32

（資料：函館市福祉部）



5 事業者の新体系移行の状況

平成20年11月に北海道が道内の全事業者を対象に実施した「障害福祉サービス事業者等調査」の結果、新体系への移行を予定している市内の事業者の各サービスにおける定員は次のとおりです。

■日中活動系サービス

(単位：人)

区 分	移行後の新体系サービス							旧法施設支援	合 計
	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	地域活動支援 センター		
平成21年度	131	10	39	132	20	227	186	326	1,071
平成22年度	291	10	39	135	27	213	186	187	1,088
平成23年度	429	10	59	135	33	239	199	0	1,104

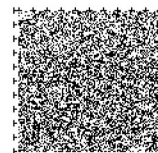
(資料：函館市福祉部)

■居住系サービス

(単位：人)

区 分	移行後の新体系サービス					旧法施設支援 (入所)	合 計
	施設入所支援	自立訓練 (生活訓練) 宿泊型	地域移行型ホーム	共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	福祉ホーム		
平成21年度	170	0	0	107	15	236	528
平成22年度	250	0	0	113	15	156	534
平成23年度	386	20	0	117	15	0	538

(資料：函館市福祉部)



第3 計画推進のための基本的事項

1 計画の基本理念

障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指す」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供その他の支援を行うこととします。

2 計画の基本方向

障がい者基本計画では、基本的人権の尊重を根底に置き、「地域生活支援体制の充実」「自立と社会参加の促進」「バリアフリー社会の実現」の3つの基本的な方向を掲げています。

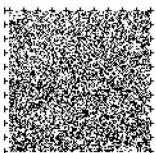
障がい福祉計画では、障がい者基本計画の基本的な方向を踏まえ、地域全体で障がいのある人の生活を支えていくため、前計画に掲げた次の3つの基本方向を引き継ぎ、その推進を図ることとします。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度にかかわらず、障がいのある人が自らの意思で住みたい場所を選び、必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立し社会参加することができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の確保を図ります。

(2) 3障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的なサービス提供の推進

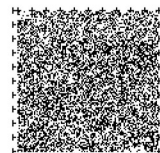
身体、知的および精神の障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、市は、障がい福祉サービスの実施主体として、立ち後れている精神障がいのある人に対するサービスの充実を図るとともに、北海道および南



渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービスの充実に努めます。

(3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立をめざします。



第4 平成23年度の数値目標

計画の策定にあたり、国および北海道から示された、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するための考え方に基づき、地域の実情を踏まえて、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定しました。

また、国の基本指針において、第1期計画を新たなサービス体系への移行が完了する平成23年度に至る中間段階の計画に位置付け、第2期計画の策定にあたって数値目標の考え方は変更しないとされていることから、前計画において設定した数値目標は本計画においても変更しないものとします。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日現在、福祉施設に入所している本市の障がいのある人の数は、623人です。

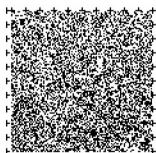
本市では、国が示した値（地域移行者：10％、入所者数の減少：7％）および北海道が示した値（地域移行者：20％、入所者数の減少：14％）を基本としつつも、本市の実情を踏まえ、施設入所者の約12％、73人が地域生活へ移行するとともに、約8％、47人の入所者数を減少させることをめざします。

■地域生活移行者数

項 目	数 値	備 考
基準日の全入所者数 A	623人	平成17年10月1日現在の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数 B	73人 ----- 11.7％	上記のうち、地域のグループホームやケアホーム等への移行者数 (割合は、 $B \div A$)

<進捗状況>

項 目	数 値	備 考
基準日から平成19年度末までの地域生活移行者数 C	50人 ----- 8.0％	上記のうち、地域のグループホームやケアホーム等への移行者数 (割合は、 $C \div A$)



■減少見込入所者数

項 目	数 値	備 考
基準日の全入所者数 A	623人	平成17年10月 1 日現在の施設入所者数
地域生活移行者数 B	73人	上記のうち、地域のグループホームやケアホーム等への移行者数
新たな入所者数 C	26人	真に入所支援を必要とする平成23年度末までの新たな入所者数
目標年度の全入所者数 D=A-B+C	576人	平成23年度末時点の施設入所者数の見込み
【目標値】 減少見込入所者数 A-D	47人 ----- 7.5%	差引減少見込数 (割合は、(A-D)÷A)

<進捗状況>

項 目	数 値	備 考
平成19年度末現在の 全入所者数 E	607人	
減少数 A-E	16人 ----- 2.6%	割合は、(A-E)÷A

<分析>

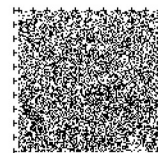
地域生活移行者数については、事業者の積極的な取組みにより、見込み以上に進んでおり、およそ半数がグループホームやケアホームで、半数が自宅やアパートで生活しています。

減少見込入所者数については、地域生活移行者数に比べて進んでいませんが、その理由は、地域生活移行等による施設退所者は一定数いたものの、新たな入所者が見込み数を上回ったためです。

特に、知的障がいのある人の新たな入所が増加しており、基準日における入所者数よりも増えている状況にあります。

<本計画における取組み>

旧体系の施設については、今後、障害者自立支援法に基づく新体系に移行していく必要があることから、事業者に対し、入所者の地域生活への移行に積極的に取り組むよう働きかけていきます。



また、平成20年6月に北海道が行った「入所施設利用者意向調査」の結果、本人の希望として、函館市の利用者のうち127人（およそ2割）が地域生活への移行を望んでいます。

このことから、移行後の居住の場となるグループホームやケアホーム等の整備を促進するため、国や北海道が所管する支援策について事業者に情報提供を行うとともに、地域生活への移行がスムーズに行われるよう、相談支援体制や必要なサービスの提供体制の確保に努めます。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

本市における、受入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人（以下「退院可能精神障がい者」という。）は、147人です。

本市では、北海道と連携し、平成23年度末までに、退院可能精神障がい者147人が地域生活に移行することをめざします。

項 目	数 値	備 考
第1期計画策定時の退院可能精神障がい者数	147人	平成17年度北海道在院患者調査における函館市の退院可能精神障がい者数
【目標値】 減少数	147人	上記のうち、平成23年度までに減少を目指す数

<進捗状況>

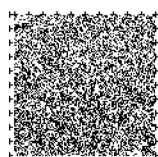
項 目	数 値	備 考
平成20年8月末現在の地域生活移行者数	4人 ----- 2.7%	退院促進支援事業による移行者数

<分析>

地域生活への移行者数が少ないのは、主たる移行の受け皿であるグループホームやケアホームの整備が進んでいないことのほか、本人・家族の退院に対する不安の解消が難しいことが要因であると考えられます。

<本計画における取組み>

退院促進支援事業の実施主体である北海道をはじめとする関係機関との連携



を通じ、退院および地域生活への移行に向けた支援を拡充するとともに、移行の受け皿であるグループホームやケアホームの整備の促進を図ります。

3 福祉施設から一般就労への移行

本市において、平成17年度中に福祉施設を退所して一般就労した障がいのある人の人数は、4人となっています。

本市では、国が示した値（目標年度の年間一般就労移行者数が第1期計画策定時の4倍）および北海道が示した値（同6倍）を基本としつつも、本市の実情を踏まえ、平成23年度中に、前計画策定時の5倍となる20人が障がい福祉施設から一般就労に移行することをめざします。

項 目	数 値	備 考
第1期計画策定時の年間一般就労移行者数 A	4人	平成18年度北海道調査における函館市の一般就労移行者数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 B	20人 5倍	平成23年度において、福祉施設を退所し一般就労する者の数 (倍率は、 $B \div A$)

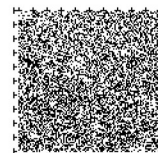
<進捗状況>

項 目	数 値	備 考
平成18年度の年間一般就労移行者数 C	3人 0.75倍	倍率は、 $C \div A$
平成19年度の年間一般就労移行者数 D	6人 1.5倍	倍率は、 $D \div A$

<分析>

福祉施設の新体系への移行が進んでいないことから、一般就労への取組みも進んでいません。

また、精神障がいのある人の一般就労については、地域での生活支援の展開が歴史的に浅いこと、精神障がいに関する理解や知識の普及啓発が十分ではないことなどから、身体および知的障がいのある人に比べて進んでいません。



＜本計画における取組み＞

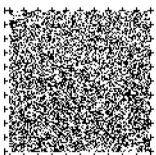
国においては、障がいのある人の就労の支援や促進に係る事業が行われていますが、就労する事業所の確保に関し、未だに就労移行支援事業者等の努力による部分が大きい実態にあることから、本市としても、国や北海道と情報交換しながら積極的に情報の収集や提供を行い、函館障がい者就業・生活支援センター（すてっぷ）をはじめ、就労移行支援事業者、福祉施設、企業等の相互の連携を図っていきます。

また、庁内の労働担当部局と連携し、地域の企業や経済界に対し、障がいのある人の就労に対する理解を得るよう啓発を行い、就労先の掘り起こしに努めます。

解 説

・ 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、就業およびこれに伴う日常生活上または社会生活上の支援を必要とする障がいのある人に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う機関。



第5 サービス量の見込み

前計画におけるサービス量の見込みとその実績および本計画におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。

なお、北海道の作成指針において、第2期計画の策定にあたっては、第1期計画策定時に設定した平成23年度におけるサービス見込量は基本的に変更しないこととされていることから、本市におけるサービス量についても、この指針に基づき、前計画の実績等を踏まえて見込んでいます。

※ 「月あたり」のサービス量に係る実績は、平成18年度と19年度については年度末、20年度については8月を基準としています。

「年あたり」のサービス量に係る実績は、平成20年度については年間見込みとしています。

1 障がい福祉サービスと相談支援のサービス量の見込み

サービス種別ごとの前計画における状況と本計画における見込みは次のとおりです。

■訪問系サービス

- ・ 居宅介護

居宅において、入浴、排せつおよび食事の介護等を行います。

- ・ 重度訪問介護

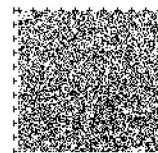
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつおよび食事の介護や外出時における移動支援などを総合的にを行います。

- ・ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

- ・ 重度障害者等包括支援

意思の疎通を図ることが困難で常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護や通所などの複数のサービスを包括的に提供します。



<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
見込み	-	3,640	-	3,964	-	4,138
実 績	127	2,704	138	3,053	157	2,947

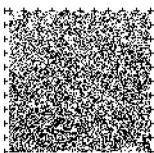
利用者は増えていますが、1人あたりの利用時間が多くなる重度障害者等包括支援の実績がないため、見込みを大きく下回っています。

<見込み>

本計画においても重度障害者等包括支援の利用は想定されないものの、入所施設等から地域生活への移行が進むことにより、在宅でのサービスがさらに必要となることから、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
見込み	187	3,700	214	4,105	249	4,720



■日中活動系サービス

(1) 生活介護

施設において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつおよび食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	106	2,332	189	4,158	205	4,510
実 績	87	779	127	1,705	132	1,793

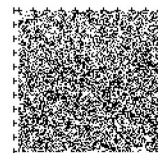
旧体系におけるデイサービスからこの事業に移行した場合の利用については、1人あたりの利用日数が少ないことおよび新体系への移行が進んでいない施設も多いことから、人数、日数ともに見込みを大きく下回っています。

<見込み>

「障害福祉サービス事業者等調査」の結果、今後、この事業に移行する施設が多いことから、相当数増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	250	4,900	470	9,740	679	14,938



(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	3	66	3	66	3	66
実 績	1	19	2	8	5	41

現在の事業所の利用者は視覚障がいのある人を対象にしており、訓練が歩行訓練など特殊なものに限られていることから、1人あたりの利用日数が少なくなっています。

<見込み>

「障害福祉サービス事業者等調査」の結果、今後、市外においてこの事業に移行する施設があることから、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	6	132	7	154	8	176

(3) 自立訓練（生活訓練）

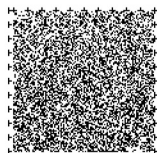
自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	6	132	14	308	18	396
実 績	0	0	28	544	31	484

地域生活での自立をめざす訓練の場として利用が進んでおり、見込みを上回っています。



<見込み>

「障害福祉サービス事業者等調査」の結果、今後、この事業に移行する施設があること、および入所施設等から地域生活へ移行する際の訓練の場としての活用が想定されることから、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	40	880	50	1,100	61	1,342

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に要する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	18	396	21	462	21	462
実 績	29	441	51	1,072	45	702

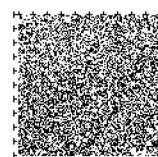
旧体系からの移行が予定どおりに進み、就労をめざすための訓練の場として利用されていることから、見込みを上回っています。

<見込み>

「障害福祉サービス事業者等調査」の結果、今後、この事業に移行する施設があること、および福祉施設から一般就労への移行について重点的に取り組むことから、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	46	1,012	47	1,034	49	1,078



(5) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んで働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。A型とは雇用型のことをいいます。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	13	286	15	330	20	440
実 績	17	152	15	266	19	391

旧体系からの移行が予定どおりに進み、ほぼ見込みどおりとなっています。

<見込み>

「障害福祉サービス事業者等調査」の結果、今後、この事業に移行する施設があること、および就労の場の確保に取り組むことから、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	25	550	30	660	46	1,012

(6) 就労継続支援（B型）

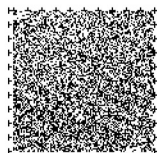
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約は結びません。B型とは非雇用型のことをいいます。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	28	616	104	2,288	153	3,366
実 績	46	496	175	3,158	195	2,891

地域共同作業所および地域活動支援センターからの移行が予定以上に進んで



おり、人数については見込みを上回っています。

<見込み>

「障害福祉サービス事業者等調査」の結果、今後、この事業に移行する施設が多いことから、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	230	5,060	270	5,940	340	7,480

(7) 旧法施設支援

旧体系施設に入所または通所する人に、障がい種別に応じた治療や訓練・生活指導、職業訓練などを行います。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	845	18,590	728	16,016	715	15,730
実 績	866	20,490	722	18,081	721	17,120

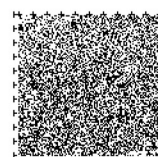
旧体系の施設が新体系へ移行することにより減少していくものと見込んでいましたが、移行が計画どおりに進んでいない状況にあります。

<見込み>

「障害福祉サービス事業者等調査」の結果、移行期限である平成23年度までに、すべての施設が新体系に移行すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	593	13,046	473	10,406	0	0



(8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護および日常生活の世話をを行います。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	人	人	人
見込み	7	7	7
実 績	7	5	5

利用者は一定しており、大きな増減はありません。

<見込み>

利用者数の大きな変化は想定されませんが、前計画で設定した人数まで増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	人	人	人
見込み	5	6	7

(9) 児童デイサービス

障がいのある児童に対し、早期療育を目的として、施設に通いながら、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

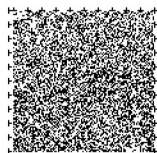
<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	回	人	回	人	回
見込み	84	210	88	220	91	228
実 績	46	272	40	250	45	252

この事業は、乳幼児健診を経て利用につながる人が多いことなどから、年度末に向けて利用が増加する傾向にあるため、平成20年度の実績については年度末における見込みとしています。

人数は見込みを下回るものの、定期的に利用されており、利用回数について



は見込みを上回っています。

＜見込み＞

ニーズの把握やサービスの周知により利用の増加を図りますが、新たなサービス提供事業者の予定がなく、現状のサービス提供事業者においても事業の拡大が予定されていないため、回数については大きく増加しないと見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	回	人	回	人	回
見込み	94	255	98	255	102	255

(10) 短期入所

在宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所する障がいのある人に、入浴、排せつおよび食事の介護等を行います。

＜実績＞

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	126	197	132	205	140	217
実 績	14	147	16	115	27	154

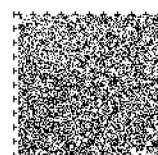
支給決定者は多いものの、緊急時のためのサービスと考える人が多いため、実際には利用に至らず、見込みを下回っています。

＜見込み＞

ニーズの把握やサービスの周知に努め、利用の促進を図るほか、今後、入所施設等からの地域生活への移行が進むことにより、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	日	人	日	人	日
見込み	70	170	113	205	156	244



■居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

・ 共同生活援助

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

・ 共同生活介護

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、入浴、排せつおよび食事の介護や日常生活上の世話をします。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	人	人	人
見込み	80	108	128
実 績	97	108	121

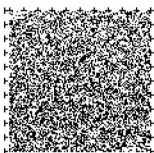
予定通りに整備が進み見込みどおりとなっていますが、精神障がいのある人を対象とした事業者がまだ少ない状況にあります。

<見込み>

地域生活における居住の場としての役割が大きく、今後、整備を予定している事業者があること、および旧体系施設から新体系への移行が進むことにより入所施設等から地域生活への移行者が増加し、居住の場としての整備が進むと想定されることから、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	人	人	人
見込み	150	191	229



(2) 施設入所支援

施設の入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護のほか、相談および助言その他の日常生活上の支援を行います。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	人	人	人
見込み	12	158	157
実 績	5	52	49

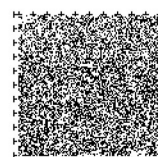
旧体系の入所施設が新体系へ移行することにより増加していくものですが、移行が計画どおりに進んでいないため、見込みを下回っています。

<見込み>

「障害福祉サービス事業者等調査」の結果、移行期限の平成23年度に多くの施設が新体系に移行することから、相当数増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	人	人	人
見込み	137	213	576



(3) 旧法施設支援

旧体系施設に入所する人に、障がい種別に応じた治療や訓練・生活指導、職業訓練などを行います。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	人	人	人
見込み	609	451	448
実 績	607	544	540

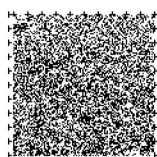
旧体系の施設が新体系へ移行することにより減少していくものと見込んでいましたが、移行が計画どおりに進んでいない状況にあります。

<見込み>

「障害福祉サービス事業者等調査」の結果、移行期限である平成23年度までに、すべての施設が新体系に移行すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	人	人	人
見込み	448	368	0



■相談支援（サービス利用計画作成）

サービス利用計画についての相談および作成やサービスの利用状況の確認などの支援が特に必要と認められる人に対し、一定期間、集中的に支援します。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	人	人	人
見込み	137	149	157
実 績	0	0	0

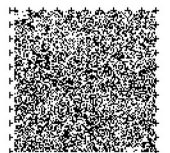
利用にあたっては、入所施設等から地域生活への移行等により、一定期間に集中的な支援が必要となるなどの条件があるため、該当者がいない状況にあります。

<見込み>

今後、旧体系施設の新体系への移行が進むことにより、入所施設等から地域生活への移行が増加すること、および国が対象者の条件の緩和を検討していることから、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	人	人	人
見込み	10	60	179



2 地域生活支援事業のサービス量の見込み

サービス種別ごとの前計画における状況と本計画における見込みは次のとおりです。

■必須事業

(1) 相談支援事業

ア 相談支援事業

(7) 障害者相談支援事業

障がいのある人やその保護者または介護者等からの相談に応じ，必要な情報の提供を行うほか，必要な援助を行います。

<実績>

(年あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	箇所	箇所	箇所
見込み	2	2	2
実 績	2	2	2

現在，2か所の事業所で実施され，市の相談窓口とも連携されていることから，適切な配置となっております。

<見込み>

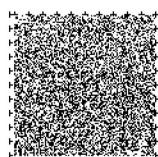
現在の事業所において引き続き実施し，相談支援体制の充実を図ります。

(年あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	箇所	箇所	箇所
見込み	2	2	2

(イ) 地域自立支援協議会

事業者および雇用，教育，医療等の関連分野の関係者により構成される組織であり，地域において障がいのある人の生活を支えるために相談支援事業をはじめとするシステムづくりの中核的な役割を果たします。



＜実績＞

前計画における見込みどおり，平成19年5月に，2市1町（函館市・北斗市・七飯町）により共同設置しています。

＜見込み＞

継続して実施し，機能の充実を図ります。

（ウ） 障害児等療育支援事業

障がい児等の地域生活を支えるため，療育に関する相談・支援，および地域の施設等に対する専門的な相談・支援を行います。

＜実績＞

（年あたり）

区 分	18年度	19年度	20年度
	箇所	箇所	箇所
見込み	1	1	1
実績	1	1	1

専門的な機関1か所で実施されており，地域の療育に関する中心的な役割を担っています。

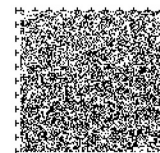
＜見込み＞

現在の事業所において引き続き実施し，機能の充実を図ります。

（年あたり）

区 分	21年度	22年度	23年度
	箇所	箇所	箇所
見込み	1	1	1

※ 前計画における平成23年度の見込みについては，市立障がい児・者施設の整備に伴う事業の開始を見込んで「2箇所」としていましたが，当該事業の開始予定が当初の平成23年度から24年度に延びたことにより，「1箇所」に修正しています。



イ 市町村相談支援機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的な職員を配置し、相談支援事業の機能を強化します。

<実績>

(年あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	箇所	箇所	箇所
見込み	2	2	2
実 績	2	2	2

「ア 相談支援事業（ア）障害者相談支援事業」とともに、同一の事業所において実施されており、それぞれ体制の強化が図られています。

<見込み>

引き続き継続し、相談支援体制の充実を図ります。

(年あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	箇所	箇所	箇所
見込み	2	2	2

ウ 成年後見制度利用支援事業

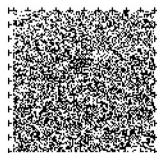
障がいがあることにより、判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要な人に対し、親族等がいらないなどの一定の要件を満たす場合に、申立ての支援などを行います。

<実績>

(年あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	件	件	件
見込み	2	2	2
実 績	0	0	0

要件を満たす対象者がいなかったため、利用者がいない状況にあります。



<見込み>

実績はないものの、障がいのある人の権利擁護のために必要な事業であり、引き続き継続します。

(年あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	件	件	件
見込み	2	2	2

(2) コミュニケーション支援事業

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能および音声機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある、聴覚障がいのある人等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

<実績>

(年あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	件	人	件	人	件
見込み	120	1,330	122	1,351	124	1,372
実 績	77	1,610	84	1,633	90	1,790

聴覚障がいのある人等のコミュニケーションの保障手段として利用が増加しています。

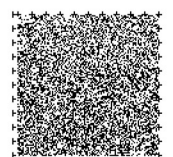
<見込み>

これまでの実績から、今後も利用が増加すると見込んでいます。

(年あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	件	人	件	人	件
見込み	103	1,823	116	1,856	130	1,890

※ 前計画において平成23年度の見込みを「130人、1,438件」としていましたが、利用件数の増加に伴い、件数を「1,890件」に修正しています。



イ 手話通訳者設置事業

聴覚、言語機能および音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある、聴覚障がいのある人等のために専任手話通訳者を配置します。

<実績>

本市の福祉事務所2か所に配置した2名の専任手話通訳者が、市の窓口等において、聴覚障がいのある人の各種手続きに係るサポートをしています。

<見込み>

今後も現状の人員を配置し、事業を継続します。

(3) 日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのある人等に対し、日常生活の便宜や福祉の増進を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。

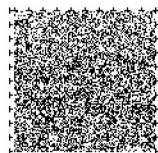
<実績>

(年あたり)

区 分		18年度	19年度	20年度
		件	件	件
計	見込み	1,526	5,446	5,874
	実績	1,773	5,296	5,672
介護・訓練支援用具	見込み	3	9	9
	実績	2	13	12
自立生活支援用具	見込み	80	109	119
	実績	14	72	60
在宅療養等支援用具	見込み	29	52	55
	実績	17	47	25
情報・意思疎通支援用具	見込み	71	159	172
	実績	44	128	120
排泄管理支援用具	見込み	1,339	5,105	5,506
	実績	1,691	5,023	5,445
居宅生活動作補助用具	見込み	4	12	13
	実績	5	13	10

平成18年度は、18年10月から19年3月までの半年分。

平成20年度の実績は、年間の見込みであり、ほぼ見込みどおりの実績となっています。



<見込み>

実績から、今後も利用件数が増加すると見込んでいます。

(年あたり)

区 分		21年度	22年度	23年度
		件	件	件
計	見込み	6,299	6,724	7,150
介護・訓練支援用具		8	7	7
自立生活支援用具		129	139	148
在宅療養等支援用具		58	61	64
情報・意思疎通支援用具		184	196	208
排泄管理支援用具		5,906	6,306	6,706
居宅生活動作補助用具		14	15	17

(4) 移動支援事業

移動が困難な障がいのある人に対し、外出時の移動を支援します。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
見込み	131	876	137	910	145	952
実 績	68	929	78	887	77	922

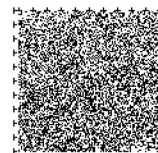
視覚障がいのある人の移動保障としての利用が多い状況ですが、利用範囲を拡大したことにより、知的障がいのある人の利用が少しずつ増加しています。

<見込み>

実績を踏まえるとともに、今後もニーズを把握し、事業の拡大に努めることから、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
見込み	96	966	131	1,010	163	1,054



(5) 地域活動支援センター

障がいのある人の地域生活を支援するため、通所により創作的活動または生産活動の機会および社会との交流の促進等の日中活動の場を提供します。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	箇所	人	箇所	人	箇所	人
見込み	17	233	16	215	14	193
実 績	16	283	12	247	12	261

障がい福祉サービス事業へ移行した事業所が予定以上にあったため、箇所数は見込みより少ないものの、利用人数は見込みを上回っており、一定のニーズがあります。

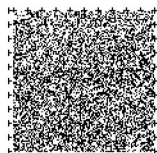
<見込み>

障がい福祉サービス事業へ移行する予定の事業者があることから箇所数は減少するものの、利用人数はほぼ現状のまま推移すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	箇所	人	箇所	人	箇所	人
見込み	12	254	11	250	11	260

※ 前計画における平成23年度の見込みについては、「14箇所、277人」としていましたが、実績および今後の障がい福祉サービス事業への移行予定から、箇所数、人数とも「11箇所、260人」に修正しています。



■任意事業

(1) 福祉ホーム

地域生活を支援するため、住居を必要とする人に、低額な料金で居室，その他の設備および日常生活に必要な便宜を提供します。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	箇所	人	箇所	人	箇所	人
見込み	1	14	1	14	1	14
実 績	1	14	1	14	1	14

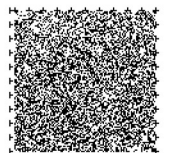
精神障がいのある人を対象とする定員15名の福祉ホームが設置されており，見込みどおりの実績となっています。

<見込み>

新たな福祉ホームを設置する予定がないことから，現状のまま推移すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	箇所	人	箇所	人	箇所	人
見込み	1	14	1	14	1	14



(2) 訪問入浴サービス事業

歩行が困難で移送に耐えられない等の事情のある在宅の身体障がいのある人に、訪問による入浴サービスを提供します。

<実績>

(年あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	回	人	回	人	回
見込み	7	250	7	250	7	250
実 績	9	266	9	346	8	248

ほぼ、見込みどおり推移しています。

<見込み>

利用対象となるための条件があることから、利用が大きく増えることは想定されず、ほぼ現状のまま推移すると見込んでいます。

(年あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	回	人	回	人	回
見込み	8	250	8	250	8	250

※ 前計画における平成23年度の見込みについては、「7人、250回」としておりましたが、実績を踏まえ、人数のみ「8人」に修正しています。

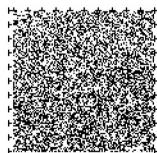
(3) 日中一時支援事業

介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。

<実績>

(月あたり)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	人	回	人	回	人	回
見込み	69	226	72	235	75	244
実 績	24	107	33	121	44	154



児童の利用が多く、夏休み等の長期休暇時に利用が増加します。

対象者は他のサービスを利用していることが多く、見込みを下回っています。

＜見込み＞

サービスの周知を図ることにより、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	人	回	人	回	人	回
見込み	55	187	73	248	86	286

(4) 更生訓練費支給事業

旧体系の身体障害者更生援護施設に入所している人の、当該施設における訓練に係る費用を支給します。

＜実績＞

(月あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	人	人	人
見込み	19	19	19
実 績	14	15	9

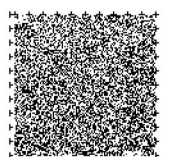
対象者が身体障がいのある人という制限があることもあり、見込みを下回っています。

＜見込み＞

サービスの周知を図ることにより、増加すると見込んでいます。

(月あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	人	人	人
見込み	19	19	19



(5) 生活支援事業（中途障害者生活訓練事業）

身体に中途障がいのある人に対し、自宅内およびその周辺地域等において、歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

<実績>

(年あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	人	人	人
見込み	1	1	1
実 績	1	1	1

見込みどおりの実績となっています。

<見込み>

これまでの実績から、現状で推移すると見込んでいます。

(年あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	人	人	人
見込み	1	1	1

(6) 点訳奉仕員等養成事業

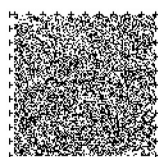
手話、要約筆記、点訳または朗読に必要な技術等の指導をそれぞれの講習において行い、手話通訳者や要約筆記者、点訳者等を養成します。

<実績>

(年あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	人	人	人
実 績	143	117	114
手話	59	68	63
要約筆記	12	10	7
点訳	15	15	4
朗読	57	24	40

前計画における見込量を設定せずに、それぞれの講習を40名の定員で実施してきましたが、点訳や要約筆記の受講者が定員を大きく下回っている状況です。



<見込み>

受講者の少ない講習については開催回数を増やすなど、機会を拡大し、受講者の増加を図っていることから、講習の定員で見込んでいます。

(年あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	人	人	人
見込み	350	350	350
手話	120	120	120
要約筆記	150	150	150
点訳	40	40	40
朗読	40	40	40

(7) 社会参加促進事業

ア 運転免許取得助成事業

就労その他の社会参加を促進するため、身体障がいのある人を対象として自動車運転免許の取得に係る費用の一部を助成します。

<実績>

(年あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	人	人	人
見込み	5	5	5
実 績	5	3	5

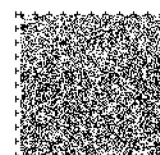
見込量を下回った年度があるものの、一定のニーズはあるものと考えられます。

<見込み>

これまでの実績から、利用者数の大きな増加は想定されませんが、社会参加のためにも必要な事業であり、前計画で設定した人数と同数を見込んでいます。

(年あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	人	人	人
見込み	5	5	5



イ 自動車改造助成事業

就労その他の社会参加を促進するため、重度の身体障がいのある人が自ら所有する自動車を改造した場合に、その費用の一部を助成します。

<実績>

(年あたり)

区 分	18年度	19年度	20年度
	人	人	人
見込み	8	8	8
実 績	6	4	8

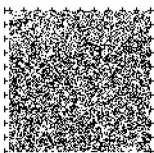
見込量を下回った年度があるものの、一定のニーズはあるものと考えられます。

<見込み>

これまでの実績から、利用者数の大きな増加は想定されませんが、社会参加のためにも必要な事業であり、前計画で設定した人数と同数を見込んでいます。

(年あたり)

区 分	21年度	22年度	23年度
	人	人	人
見込み	8	8	8



1 前計画における取組みの状況

前計画では、サービス見込量の確保の方策として9点について取り組むこととしており、その取組み状況は次のとおりです。

■障がい福祉サービスと相談支援のサービス見込量の確保

(1) 事業者への情報提供等

事業者に対しては、新体系サービスへの移行に関するアンケート調査などにより新体系への移行計画を把握するとともに、円滑な移行に向けて障がい福祉サービスの内容や整備状況などに係る情報の提供を行ってきました。

また、サービスの提供については、これまでの社会福祉法人等による障がい福祉関係事業者を中心とした形態に加えて、障害者自立支援法による規制緩和に伴い、NPO法人等の多様な事業者の参入により展開されています。

(2) 小規模作業所等の新体系サービスへの移行支援

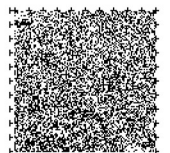
障害者自立支援法の施行前の地域共同作業所19施設のうち、16施設については、平成18年度中に新体系サービスである就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センターに移行しました。

なお、移行していない3施設については、2施設は利用者数の減少により、廃業または自主営業をしており、1施設は今後の移行をめざしています。

(3) グループホーム等の整備の促進

障害者自立支援法施行後の新たなグループホームやケアホームの整備については、社会福祉法人による知的障がい者対象の事業所が4か所で定員19人分、NPO法人による精神障がい者対象の事業所が1か所で定員4人分が整備されました。

また、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を促進するため、地域に



おける障がいの理解の促進を目的に、ノーマリー教室や障がい者週間記念事業等を開催し、ノーマライゼーションの理念の普及に努めてきました。

(4) 障がいのある人の就労の促進（福祉施設から一般就労への移行）

障がいのある人の一般就労を目的とする事業や福祉的就労の場の確保については、旧体系福祉施設や小規模作業所から移行した就労に関する事業所は、就労移行支援事業が3か所で定員32人、就労継続支援事業（A型）が2か所で定員20人、就労継続支援事業（B型）が8か所で定員180人となっており、サービス提供基盤が拡大されています。

(5) 精神障がい者施策の充実

精神障がいのある人を抱える家族や地域住民を対象として、病気と障がいの正しい知識・情報を提供することを目的に「精神保健家族セミナー」や「精神保健講演会」を開催しているほか、地域での支援を進めることを目的に「精神保健ボランティア養成講座」を開催してきました。

また、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人の地域生活への移行については、主たる移行の受け皿であるグループホームやケアホームの整備が進んでいないことや本人・家族の退院に対する不安解消が難しいことなどから、移行者が少ない状況にあります。

(6) 相談支援体制の整備

相談支援の体制については、市が委嘱している障がい者相談員や市が委託している相談支援事業者のほか、市の相談窓口においても、ケアマネジメントを必要とする事例等に対応するため、専門職員を配置してきました。

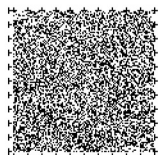
なお、サービス利用計画の作成については、福祉施設から地域生活への移行がまだ本格化していないことから、実績がない状況です。

解 説

・障がい者週間

毎年12月3日から12月9日までの1週間。

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために、平成7年度から設けられた。



■地域生活支援事業のサービス見込量の確保

(1) 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障害者自立支援法の施行前に実施していた事業を継続して行うものであることから、サービス水準が低下することのないように努めたほか、移動支援事業については、利用者からのニーズに応え対象範囲の拡大を図りました。

(2) 相談支援事業の充実

相談支援体制の整備と同様、障がい者相談員、相談支援事業者および市の相談窓口を中心に、関係機関と連携しながら地域の障がいのある人からの相談に応じてきました。

また、平成19年5月に設置した函館地域障害者自立支援協議会においても、相談支援のネットワーク化を図っています。

(3) 地域自立支援協議会の設置

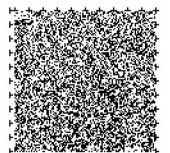
困難事例への対応方法の検討や関係機関のネットワークの構築などを進めるため、2市1町（函館市・北斗市・七飯町）で、平成19年5月23日に函館地域障害者自立支援協議会を共同設置し、分野別専門部会を定期的に開催するなど、各分野における学習会や課題の検討を進めているほか、具体的な困難事例への対応について検討を行ってきました。

2 本計画における重点的な取組み

サービス見込量等の確保のため、本計画では、前計画での取組みとその実施状況を踏まえ、次の事項について重点的に取り組むこととします。

(1) 情報提供の推進

事業者に対しては、平成20年11月に、今後の事業実施の意向について調査を



実施しておりますが、今後においても旧体系施設の移行の状況や新たに生じる意向を随時把握し、事業の実施に係る情報の提供に努めるとともに、本計画における見込量を踏まえながら、サービス提供体制の整備を図っていきます。

また、障がいのある人に対しては、相談支援事業を通じ、サービスの利用等に関する必要な情報を適切に提供する体制づくりを進めます。

(2) 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身近な存在である障がい者相談員の活用を促進するとともに、市の障がい者総合相談窓口、民間の相談支援事業者やサービス提供事業者および当事者、家族の連携・協働による重層的な相談体制の整備を図るため、引き続き、函館地域障害者自立支援協議会を中心とした関係機関による支援を推進します。

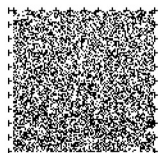
また、障がいのある人の福祉施設から地域生活への移行等において、一定期間に集中的な支援が必要となる場合には、サービス利用計画を作成し、継続的な支援を行います。

函館地域障害者自立支援協議会においては、これまでも困難事例への対応方法の検討などを行ってきましたが、今後は、相談支援事業における中核的な機関として、障がいのある人からの相談を通じたさまざまな課題の解決や福祉サービスの利用援助を行うなど、障がいのある人が地域で安心して生活するために必要な支援を協議する場として、一層の機能の強化に取り組みます。

(3) 地域の生活基盤・生活環境の整備

施設入所者の地域生活への移行について積極的に取り組むよう、事業者に対して働きかけるとともに、国の補助金制度の活用などを通じ、居住の場となるグループホームやケアホームの整備を促進します。

また、障がいのある人の円滑な地域生活への移行を進めるため、引き続き、ノーマリー教室の開催など、ノーマライゼーション推進事業の充実・強化を図りながら、地域における障がいへの理解を促進します。



(4) 障がいのある人の就労の推進

就労移行支援，就労継続支援（A型）の事業については，今後も旧体系事業から移行する事業所が予定されていることから，これらの円滑な移行を支援するとともに，すでに就労継続支援（B型）に移行している事業者に対しても，就労移行支援，就労継続支援（A型）への事業展開を促すほか，一般就労については，就労先の確保を図るため，函館地域障害者自立支援協議会を中心に，函館公共職業安定所（ハローワーク函館）や函館障がい者就業・生活支援センター（すてっぷ）などのネットワークの構築など，就労に向けた環境の充実を図ります。

また，平成20年3月の地方自治法施行令の改正により，地方自治体と障がい者支援施設等との随意契約の範囲について，物品の購入から役務の提供にまで拡大されたことから，就労機会の拡大と就労事業の受注機会を確保するため，業者選定等を所管する財務担当部局と連携し，発注可能な業務の検討を行います。

(5) 精神障がい者施策の充実

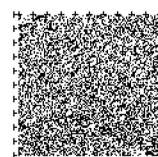
前計画に引き続き，北海道や医療機関等の関係機関との連携を通じ，入院から地域生活への移行に向けた支援のほか，移行の受け皿であるグループホーム等の整備の促進を図ります。

また，精神障がいのある人の地域生活への移行においては家族や地域住民の理解を高めることが重要であることから，今後も「精神保健家族セミナー」などを継続して実施し，精神障がいの正しい知識および精神保健についての普及啓発に努めます。

(6) 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業については，これまで実施してきた事業の継続を基本としながら，利用者等からの意見聴取に努めるなど，新たなニーズや課題を的確に把握し，障がいのある人の自立と社会参加を支援するための事業の実施に努めます。

また，地域活動支援センターについては，障がいのある人の利用状況や事業者の意向を踏まえながら，障がい福祉サービス事業への移行を促進します。



第7 計画の推進

1 障がい福祉サービス等に関する情報の提供

障がい福祉サービス等に関する情報について、市の広報紙やインターネット等の活用に加え、点字や音声媒体の活用などによる障がいの種別に応じた適切な方法により、障がいのある人が必要なサービスを適切に利用できるよう情報提供の拡充に努めます。

2 函館地域障害者自立支援協議会との連携

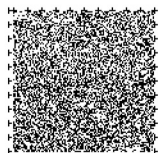
自立支援給付および地域生活支援事業を円滑に実施するためには、障がいのある人と事業者、関係団体等、行政の連携が重要であることから、函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化し、その機能を最大限に発揮できる体制づくりに努めます。

3 サービスの質の向上

サービスの質の維持・向上を図るため、利用者からの意見や要望を把握して、サービスの内容に反映させるとともに、市が指定している地域生活支援事業を実施する事業者等に対して指導・助言等を行うほか、北海道の指定を受けた障がい福祉サービス事業者については北海道と連携して対応することとします。

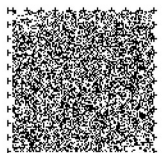
4 計画の進行管理

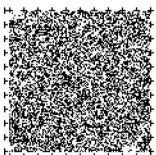
計画の推進にあたっては、函館市福祉計画策定推進委員会において、各年度における障がい福祉サービスの利用や地域生活への移行の状況など、計画の進捗状況について点検・評価し、その結果をサービスの実施に反映させるとともに、市の関係部局との協力・連携を図りながら施策の推進に努めます。



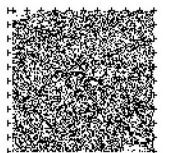
5 国や北海道への要望

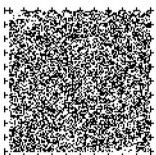
国や北海道の制度改正などの動向を的確に把握し，施策の推進に活かしながら，本市の実情や課題を踏まえ，国や北海道に対し，制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。





【 資 料 編 】





○ 函館市障がい者基本計画（抜粋）

I 総 論

第 1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」に続き、平成9年2月には、「障害者に関する新函館市行動計画（平成8年度～平成17年度）」を策定し、障がい者施策の計画的な推進に努めてきました。

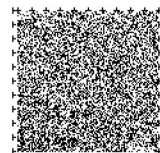
この間、社会福祉基礎構造改革に伴い平成12年に社会福祉法が成立し、そのなかで利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進などが定められました。

国においては、平成14年12月に障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」および重点的に実施する施策や目標を定めた「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）を策定し、北海道においては、平成15年3月に障がい者計画としては第3次となる「北海道障害者基本計画」および計画の前半に取り組む重点施策や目標値を定めた「前期実施計画」を策定しました。

平成15年4月からは、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービス提供を基本とする「支援費制度」が導入されたほか、平成17年10月には、身体・知的・精神に共通の障がい保健福祉サービス体系へと障がい者施策の一元化を図る障害者自立支援法が制定され、ソフト・ハード両面にわたる社会全体のバリアフリー化を一層推進し、障がいのある人もない人も、一人の人間として基本的人権が尊重されるとともに、自らの主体性、自立性を確立し、社会活動に積極的に参加することにより、その能力を十分発揮できるような環境づくりが求められています。

また、本市は平成16年12月に近隣4町村と合併し、平成17年10月には中核市に移行したことから、社会福祉法人に対する指導や各種事業に対する許認可の権限が北海道から移譲されるなど、各種福祉サービスの提供にあたって、市がより主体的に関わることができるようになりました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本市における障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者計画としては第4次になる「函館市障がい者基本計画」を策定するものです。



2 計画の位置付け

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であるとともに、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「函館市基本構想」の実現に向け、「函館市地域福祉計画」，「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として策定するものです。

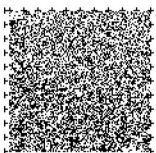
3 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10か年とします。

なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害，知的障害または精神障害があるため，継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」のほか，「てんかんの人および難病に起因する身体または精神上の障害を有する人であって，継続的に生活上の支障がある人」および発達障害者支援法第2条第1項の規定に基づく「自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害（外傷性，後天性のものを含む）のある人」とします。



第4 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中で自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承します。

この理念のもとに、障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

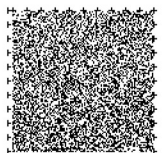
障がいのある人が自らの選択により、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域での生活の継続や、入所施設から地域生活への移行が促進されるよう、一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し、障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実に努めます。

(2) 自立と社会参加の促進

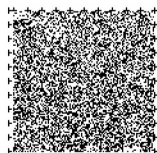
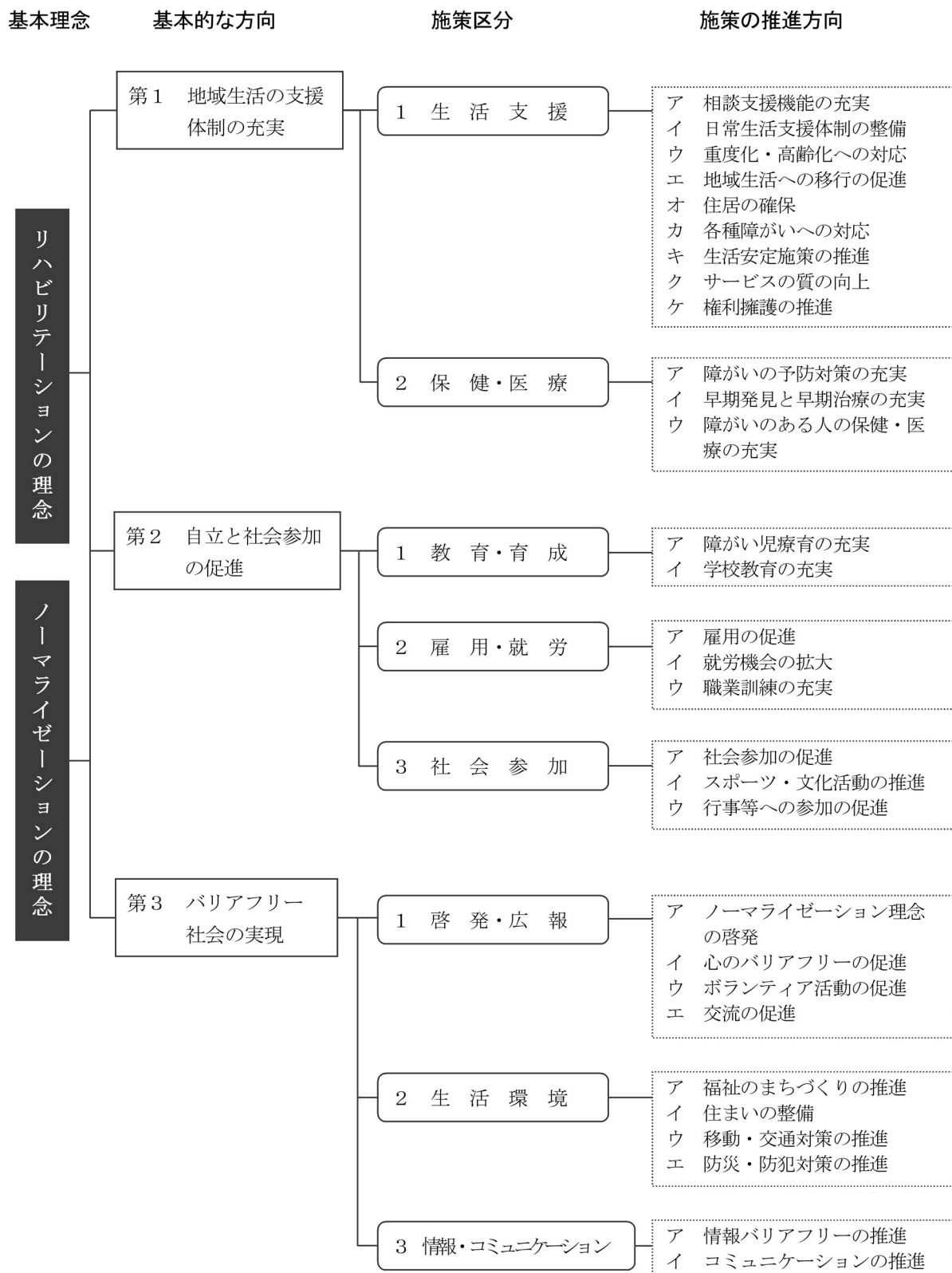
障がいのある人が可能な限り自らの選択と決定により、自立して主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。

(3) バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から、地域社会に存在する偏見と差別といった心のバリア、住まいや移動等の環境のバリア、情報のバリアなど、地域生活を阻むソフト・ハード両面にわたる様々なバリアの解消に努めるとともに、障がいのある人の地域生活を支える市民の主体的な地域福祉活動を推進します。

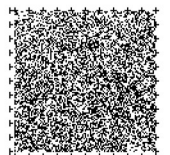


3 施策の体系



○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成20年 5 月 1 日	・「函館市福祉計画策定推進委員会」設置 (委員30名, うち一般公募委員 3 名のほか障がい者部会特別委員 5 名)
7 月 18 日	・第 1 回 福祉計画策定推進委員会開催 【正副会長の選出, 専門委員の指名, ほか】
10月 27 日	・第 1 回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【計画策定の概要, 策定に係る国の基本指針案概要, ほか】
11月 26 日	・第 2 回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【計画における数値目標・サービス見込量の進捗状況と見込み, ほか】
12月 3 日	・第 3 回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【本計画における取組み, ほか】
12月 18 日	・第 4 回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【計画素案(たたき台)に係る協議】
平成21年 1 月 21 日	・第 2 回 福祉計画策定推進委員会開催 【計画素案(たたき台)に係る協議】
1 月 23 日	・福祉計画策定推進委員会から市へ検討結果報告書の提出
1 月 23 日	・庁内関係各課へ計画(素案)に対する意見照会
2 月 3 日	・関係部局長との協議
2 月 10 日	・市議会民生常任委員会に計画(案)の報告
2 月 13 日	・計画(案)に対するパブリックコメント(市民意見募集)の実施 (計画(案)の概要を市政はこだてに掲載, 計画(案)を本庁・支所で配布し, 市ホームページに掲載 ～3月16日)
2 月 18 日	・関係団体との懇談会開催
3 月 12 日	・市議会民生常任委員会で計画(案)の協議



○ 函館市福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画をいう。）および介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）ならびに次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。
- 3 委員のうち3人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長2人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

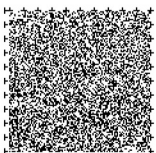
第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(部会)

第6条 各種計画の専門的な事項について協議させるため、委員会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 高齢者部会



(2) 障がい者部会

(3) 次世代部会

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者および特別委員若干人をもって組織する。

3 特別委員は、専門的な識見を有する者のうちから、市長が指定する。

4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員および特別委員（以下、これらを「専門委員」という。）の互選によりこれを定める。

5 部会長は、その部会の事務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する専門委員が、その職務を代理する。

7 第3条の規定は、特別委員の任期について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

8 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

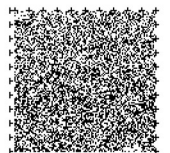
1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

2 函館市高齢者等保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱（平成17年4月1日市長決裁）は、廃止する。

3 函館市障がい者基本計画等策定推進委員会設置要綱（平成17年4月1日市長決裁）は、廃止する。

4 函館市次世代育成支援行動計画策定推進委員会設置要綱（平成16年4月1日市長決裁）は、廃止する。

5 この要綱の施行の日から平成23年3月31日までの間に市長が指定する委員および特別委員の任期は、第3条（第6条第7項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長の指定する日から平成23年3月31日までとする。



○ 函館市福祉計画策定推進委員会委員名簿

(平成21年1月21日現在)

■障がい者部会委員（委員会委員・部会特別委員）

[区分別・五十音順]

区分	氏 名	所 属 団 体 等
委員会委員	岩 波 勝 二	社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会 会長
	上 平 公 美	一般公募
	川 越 昌 彦	函館精神障害者家族会愛泉会 会長
	小 祝 良 介	函館市ボランティア連絡協議会 副会長
	佐々木 弘 子	特定非営利活動法人函館手をつなぐ親の会 広報担当理事
	○◇ 佐 藤 秀 臣	財団法人北海道難病連函館支部 支部長
	谷 川 忍	函館特別支援教育研究会 副会長
	松 野 毅 彦	函館地域障害者自立支援協議会 会長
	松 森 美世子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会 会長
部会特別委員	森 谷 康 文	北海道教育大学教育学部函館校 講師
	熊 谷 儀 一	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 理事
	後 藤 務	函館市民生児童委員連合会 障害者専門部会長
	佐々木 聡 憲	函館公共職業安定所 職業相談部長
	島 信一朗	社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会 理事
	本 間 哲	社団法人函館市医師会 副会長

■委員会委員（障がい者部会委員を除く）

[部会別・五十音順]

区分	氏 名	所 属 団 体 等
高齢者部会委員	池 田 延 己	函館大妻高等学校 教頭
	坂 本 二三子	社団法人北海道看護協会道南南支部 第一副支部長
	竹 田 公 一	社団法人函館市医師会 副会長
	◎ 谷 口 利 夫	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 会長
	野 口 鉄 男	一般公募
	堀 口 悦 郎	道南地区老人福祉施設協議会 副会長
	松 野 陽	函館市地域包括支援センター連絡協議会 会長
	山 下 康 次	北海道理学療法士会道南支部 支部長
	渡 辺 郁 也	社団法人函館歯科医師会 副会長
次世代部会委員	阿 部 憲 司	函館市中学校長会 研究部員
	碓 幸 信	函館市小学校長会 調査部員
	金 谷 彊	函館市民生児童委員連合会 家庭児童専門部会長
	高 田 恵美子	函館市学童保育連絡協議会 副会長
	玉 利 達 人	函館市私立幼稚園協会 副会長
	橋 本 公 志	北海道函館児童相談所 地域支援課長
	長谷川 雅 昭	函館保育協会 会長
	英 千 栄	函館市PTA連合会 副会長
	原 子 はるみ	一般公募
	○ 三 浦 稔	函館大学 教授

※◎印は会長，○印は副会長，◇印は障がい者部会長を示す。

